

「中小企業の会計に関する 基本要領」の概要

ま え だ け い
専門研究員 前田 啓

I はじめに

中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」（以下「検討会」という。）は、平成24年2月1日に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を策定し、それに至った経緯、今後の検討課題などと合わせ、「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」（以下「中間報告書」という。）として取りまとめて公表した¹。

本稿では、中小会計要領の公表経緯及び基本的な考え方を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II 公表の経緯

会計制度の国際化が進展する中で、平成22年2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）が、同年3月に企業会計基準委員会（ASBJ）

等の民間団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が設置され、それぞれ、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の会計に関する検討が行われた。

中小企業の会計処理等に関する指針としては、日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所及びASBJの4団体により平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）があるが、平成22年8月には懇談会から、同年9月には研究会から報告書が公表され、それぞれ、新たな会計指針を作成すること・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示された。また、その策定主体について、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、関係省庁が事務局を務めるべきである等の提言がされた。

研究会及び懇談会の報告書を受け、平成23年2月に検討会が設置され、さらに検討会の議論を支えるものとしてワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置された。検討会及びWGは、中小企業関係者、金融関係者、会計専門家及び学識経験者で構成され、さらに金

1 中小会計要領の全文については、ASBJ ウェブサイト (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme14/) を参照のこと。

融庁及び中小企業庁が事務局として、法務省がオブザーバーとして参加している。ASBJからは、検討会に西川委員長が委員として参画し、WGには都常勤委員が委員として、さらにテクニカル・アドバイザーとして小賀坂主席研究員が参画している。

WGは平成23年2月から同年10月まで9回開催され、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方を検討した。その検討結果は第2回検討会において報告され、平成23年11月8日に「中小企業の会計に関する基本要領（案）」が公表された。そして、広くコメント募集を行った後、第10回WGにおいて関係各方面から寄せられたコメントを検討し、所要の修正を行った上で平成24年1月27日の第3回検討会において中小会計要領が取りまとめられて公表に至った。

Ⅲ 中小会計要領の概要

1. 総論について

中小会計要領は、総論、各論及び様式集で構成されている。総論では、中小会計要領の基本的な考え方が示されている。

(1) 目的

中小会計要領は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものであるとしている。

そして、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、中小会計要領は、以

下の考えに立って作成されたものであるとしている。

- 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

(2) 中小会計要領の利用が想定される会社

中小指針では、「とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。」とされているが、中小会計要領の利用は、以下を除く株式会社が想定されるとしている。

- 金融商品取引法の規制の適用対象会社
- 会社法上の会計監査人設置会社

中小会計要領は法令等によってその利用が強制されるものではないことから、「利用が想定される会社」という表現としている。

また、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、中小会計要領を利用することができるとしている。

(3) 国際会計基準との関係

懇談会の報告書では、新たな会計指針の内容として「国際基準の影響を受けないものとする。」ことが示され、また、研究会の報告書でも「国際会計基準の影響の遮断又は回避」が示されている。

総論において「国際会計基準との関係」が取り上げられているのは、両報告書を踏まえたものと考えられ、中小会計要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準

の影響を受けないものとするとしている。

(4) 記帳の重要性

研究会の報告書では、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたって基本方針とすべき事項の1つとして、「記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。」ことが示されている。

総論において「記帳の重要性」が取り上げられているのは、研究会の報告書を踏まえたものと考えられる。中小会計要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされ、経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要であり、記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならないとしている。

2. 各論について

各論では、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞るとともに、一定の場合の簡便な会計処理等を示している。また、中小企業の経営者の理解に資するよう分かりやすい表現にするとともに、解説を付している。

具体的には、以下の項目が取り上げられている。

- ① 収益、費用の基本的な会計処理
- ② 資産、負債の基本的な会計処理
- ③ 金銭債権及び金銭債務
- ④ 貸倒損失、貸倒引当金
- ⑤ 有価証券
- ⑥ 棚卸資産
- ⑦ 経過勘定
- ⑧ 固定資産

- ⑨ 繰延資産
- ⑩ リース取引
- ⑪ 引当金
- ⑫ 外貨建取引等
- ⑬ 純資産
- ⑭ 注記

3. 様式集について

中小会計要領には様式集として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、製造原価明細書、販売費及び一般管理費の明細が収録されている。各様式例は、多くの中小企業の実務において実際に使用され、必要と考えられる項目（勘定科目）に絞ったものが示されている。

IV 今後の予定

中間報告書では、中小会計要領が定着することにより、多くの中小企業が適時、適切な記帳を基礎として会社法上の計算書類等を作成し、これによって得られた財務情報等を活用して、自社の経営状況を把握し、さらに金融機関等の利害関係者に適切に情報提供すること等により、それらの中小企業が成長していくことが期待され、そのためには中小企業関係者等による長期的な取組みが重要であるとしている。今回、中小会計要領が策定されたことから、中間報告書では、今後、この中小会計要領の普及・活用をいかに進めていくかが喫緊の課題であるとし、WGで引き続き普及・活用策について検討を行い、その結果を取りまとめたものも含めた形で、検討会の最終報告とする予定であるとしている。